

## 第 16 回 内心の自由 (2)

### 2. 信教の自由 (承前)

- 国家と宗教との関係について、(1) 国教制度を前提として、国教以外の宗教にも寛容に信教の自由を保障するもの、(2) 国家と宗教団体とを分離させ、それぞれ固有の領域において独立であることを認め、競合する事項については国家と教会とで和親条約を締結しそれに基づき処理するもの、(3) 国家と宗教とを厳格に分離し、相互に干渉しないものの 3 つの形態がある。
- 国家は宗教的に中立であることが要請される (20 条 1 項後段、3 項、89 条前段)。これは、信教の自由の制度的保障 (ある制度を保障することによって、間接的に、その制度が保護する人権の保障を確保することになる) であると解される。
- 問題となる国家による行為について、その目的が宗教的意義をもち、かつ、その効果が特定宗教に対する援助・助長・促進または圧迫・干渉等になるかどうかを、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして判断して、2 要件ともに該当する場合に、国家と宗教との相当とされる限度を超えるかかわり合いとして、政教分離に違反すると判断される (津地鎮祭事件最高裁判決 (最大判昭和 52 年 7 月 13 日民集 31 卷 4 号 533 頁))。
- 20 条 1 項後段にいう「特権」とは、特定の宗教団体が他の宗教団体ないし一般の国民・団体との比較において特別な利益を与えることをいい「政治上の権力」とは、立法権や課税権などの統治的権力をいう。
- 最高裁判所は、愛媛玉串料訴訟最高裁判決において、県が靖国神社への玉串料として公金を支出したことなどにつき、目的・効果基準を依拠し、20 条 3 項により禁止される宗教的活動に該当すると判示した (最大判平成 9 年 4 月 2 日民集 51 卷 4 号 1673 頁) 一方で、空知太神社訴訟最高裁判決では、市が公有地を無償で神社施設の敷地として利用させていたことにつき、津地鎮祭事件・愛媛玉串料訴訟両判決を引用して (ただし、当該行為の目的や効果の分析は行わずに) 憲法 89 条 (ひいては 20 条 1 項) に違反すると判示した (最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁)。

### 3. 学問の自由

- いかなる学問を研究するかどうか、研究した成果を発表するかどうか、研究結果に基づいて教授するかどうかは、国民の自由であり、国家がこれを禁止ないし強制してはならない。
- 学術教育研究の中心的存在である大学は尊重されなければならないので、教員等の人事権や施設・学生の管理権については、教授会を中心とする大学の自治に委ね、国家がこれに介入してはならない。なお、判例によれば、学生は専ら営造物の利用者にすぎない (東大ポポロ事件最高裁判決 (最大判昭和 38 年 5 月 22 日刑集 17 卷 4 号 370 頁))。

- ・ 初等・中等教育機関の教師の教授の自由について、最高裁判所は、完全な教授の自由を認めることは到底許されないと判示している(旭川学テ事件最高裁判決(最大判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁))。

【宿題】サンケイ新聞事件最高裁判決(1-76)、博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁判決(1-73)、囑託証人尋問証言拒否事件最高裁判決(1-71)及び外務省秘密電文漏洩(西山)事件最高裁判決(1-75)の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

## Quiz

Q16-1 いわゆる政教分離に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 国公有地が特定の宗教的施設の敷地として無償提供された場合に政教分離原則に違反するか否かを判断するに当たり、当該宗教的施設の性格、当該無償提供に至る経緯及びその提供の態様については考慮に入れるべきであるが、これらに対する一般人の評価についてまで考慮に入れることは、多数者による少数者の宗教的抑圧につながるおそれがあるので相当ではない。
- イ. 宗教上の祝典、儀式、行事については、その目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為であれば、憲法第20条第3項により禁止される「宗教的活動」に含まれるが、その判断に当たっては、社会通念に従って客観的になされなければならないから、行為者がどのような宗教的意識を有していたかについてまで考慮に入れるべきではない。
- ウ. 地方公共団体が町内会に対し特定の宗教的施設の敷地として公有地を無償で利用に供してきたところ、当該行為が政教分離原則に違反するおそれがあるためにこれを是正解消する必要がある一方で、当該宗教的施設を撤去させることを図るとすると、信教の自由に重大な不利益を及ぼしかねないことなどの事情がある場合には、当該町内会に当該公有地を譲与したとしても直ちに政教分離原則に違反するとはいえない。

Q16-2 学問の自由に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 学問の自由は、学問的研究の自由とその研究成果の発表の自由を指しており、憲法第23条は大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることに鑑みて規定されたものであるから、同条の保障は大学の教授や研究者を対象とするものであり、国民一般はその保障の対象ではない。
- イ. 大学における学問の自由を保障するために伝統的に大学の自治が認められているところ、学内集会について大学の自治の保障が及ぶか否かの判断に当たって、その集会の目的や性格を考慮することは、学内で行われる活動をその思想内容に着目して規制することになり、大学の自治を認めた趣旨に抵触するから、許されない。
- ウ. 普通教育の場において使用される教科書は学術研究の結果の発表を目的とするものではなく、教科書検定は、記載内容がいまだ学界において支持を得ていないとき、あるいは当該教科課程で取り上げるにふさわしい内容と認められないときなど一定の検定基準に違反する場合に、教科書の形態における研究結果の発表を制限するにすぎないから、憲法第23条に反しない。